

青森県青少年健全育成条例の一部改正（案）の骨子についての意見募集

県では、県民等の多様な意見を県政に反映させるため、県政の基本的な政策にかかる立案を行うにあたって、その計画等を案の段階で公表し、広く県民等の意見を求める「パブリック・コメント制度」を導入することとしています。

県では、近年その被害が増加していると言われる青少年の性的被害への対応として、「青森県青少年健全育成条例」の一部改正（案）に取り組んでいます。

この条例の一部改正にあたり、下記のとおり意見を募集しています。

記

1 意見募集期間

令和7年12月18日（木曜日）から令和8年1月16日（金曜日）まで

2 案の概要

- （1）青少年に対する淫行等の勧誘等の行為を規制し、罰則を設ける。
- （2）青少年自身の性的画像等を撮影してそれを送信することを要求する行為を規制し、罰則を設ける。

（意見募集案の公表）

青森県庁ウェブサイト（<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/koho/iken.html>）や、県政情報センター、県の各合同庁舎地域住民情報コーナーでご覧いただけます。なお、郵送を希望する方は、返信用郵便切手（110円）を同封してお申し込みください。

3 意見提出の際の留意事項

- （1）提出にあたって使用する言語は、日本語とします。
- （2）提出方法は、郵便又は電子メールによるものとします。（1月16日（金曜日）必着）
- （3）意見提出にあたっての様式は特にありませんが、提出される方の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）を明記してください。住所・氏名が記載されていないものは、提出意見として取り扱わない場合があります。
- （4）提出先は次のとおりです。

（郵便）〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号 青森県 県民活躍推進課

（電子メール）katsuyaku@pref.aomori.lg.jp

4 提出された意見の公表

提出していただいた意見については、それに対する県の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。公開にあたっては、住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単にとりまとめて、公表する予定です。(この際に、類似の意見は、まとめて公表することもあります。)

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが県の意見ですので、改めて考え方を公表することはしません。

担当：青森県こども家庭部県民活躍推進課

電子メール katsuyaku@pref.aomori.lg.jp

電話 017-734-9226